

産業雇用安定助成金FAQ

(01) 総論

| | |
|-------|---|
| 01-01 | 産業雇用安定助成金とはどのような制度ですか。 |
| 01-02 | 産業雇用安定助成金は労働者個人に支給されるものですか。 |
| 01-03 | 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う「経済上の理由」について教えてください。 |
| 01-04 | 雇用保険の適用事業所でない場合でも、産業雇用安定助成金の対象となりますか。 |
| 01-05 | 産業雇用安定助成金はコロナ禍に限ったものでしょうか。いつまで続くのでしょうか。 |
| 01-06 | 出向を行う際の注意点はありますか。 |
| 01-07 | 大企業と中小企業の判断は、いつ時点で行うものですか。 |

(02) 事業主の要件

| | |
|-------|--|
| 02-01 | 事業所設置後1年未満の事業主は対象となりますか。 |
| 02-02 | 一度産業雇用安定助成金を受給しても、将来再び産業雇用安定助成を受給することはできますか。 |
| 02-03 | 出向元事業所の生産指標の要件について教えてください。 |
| 02-04 | 出向先事業所の雇用指標の要件について教えてください。 |
| 02-05 | 生産指標として、売上高や生産量のほか、どのようなものが該当しますか。 |
| 02-06 | NPO等で職員等の賃金に公費が支払われている事業主についてはどのように取り扱われるのですか。 |
| 02-07 | NPO等の生産指標についてはどのように考えればよいのでしょうか。 |
| 02-08 | 個人事業主は中小企業に含まれますか。 |
| 02-09 | 国の機関や自治体に出向させる場合も対象となりますか。 |
| 02-10 | 出向元事業主と出向先事業主の独立性について、具体的にどう判断するのですか。 |
| 02-11 | 出向先が労働者派遣事業者の場合も対象となりますか。 |
| 02-12 | 事業主が雇用保険に加入していませんが、労災保険に加入していれば対象になりますか。 |
| 02-13 | 労働保険料滞納事業主は対象になりますか。 |
| 02-14 | 労働関係法令違反(送検等)事業主は対象になりますか。 |
| 02-15 | 不正受給をした、又はしようとした事業主は対象になりますか。 |

(03) 出向労働者の要件

| | |
|-------|--|
| 03-01 | 正社員を出向させた場合のみ助成金の対象になるのでしょうか。 |
| 03-02 | 雇用したばかりの人や内定後、1日も勤務していない人が出向する場合も対象になりますか。 |
| 03-03 | 「出向元事業主に引き続き被保険者として雇用された期間が6か月」について教えてください。 |
| 03-04 | あらかじめ雇用関係の終了が予定されている人や定年が間近に迫っている労働者も対象になりますか。 |
| 03-05 | 労働者が副業・兼業した場合も対象になりますか。 |
| 03-06 | 自営業者、個人事業主、フリーランスも対象になりますか。 |
| 03-07 | 自分(社長)の子どもを他の労働者と同じ条件で雇用しています。雇用契約書は交わしていませんが助成金の対象になりますか。 |
| 03-08 | 過去に出向を行い雇用調整助成金(出向)の支給対象となった者を再び出向させたいのですが、産業雇用安定助成金の支給対象となりますか。 |
| 03-09 | 出向先事業所で一部の部門が休業して雇調金の休業を受給しています。出向労働者は休業している部門とは別の部門のため雇調金の休業の対象となりませんが、この場合も産業雇用安定助成金の助成は受けられますか。 |

(04) 出向の要件

| | |
|-------|--|
| 04-01 | 対象となる「出向」はどのようなものですか。 |
| 04-02 | 出向が、雇用調整を目的としつつ、人事交流・経営戦略・業務提携・実習等のためという目的も併せ持つ場合は、対象になりますか。 |
| 04-03 | グループ企業内の出向も対象になりますか。 |

| | |
|-------|---|
| 04-04 | いつからの出向が産業雇用安定助成金の支給対象になりますか。 |
| 04-05 | 産業雇用安定センターを介さずに実施した出向は本助成金の対象となりますか。 |
| 04-06 | 出向先事業主が出向労働者の賃金を全額負担する場合についても、助成対象となりますか。 |
| 04-07 | 1週間のうち特定の曜日は出向先事業所で勤務し、残りの曜日を出向元事業所で勤務する場合も対象になりますか。 |
| 04-08 | 出向元事業主と雇用関係が終了する形態の出向(移籍型出向)も対象となりますか。 |
| 04-09 | 当初は在籍型出向で、在籍型出向期間終了後に移籍型出向になった場合は対象になりますか。 |
| 04-10 | 在籍型出向が終了した後、出向元事業所に復職する予定であったが、退職した場合は対象になりますか。 |
| 04-11 | 同じ労働者が出向期間終了後、出向元事業所に一度復帰し、再度同じ出向先事業所に出向する場合は対象になりますか。またその場合、出向初期経費は2回目の出向についても受給できますか。 |
| 04-12 | 出向契約期間が2年間の場合、助成対象となるのは最初の1年間だけですか。 |
| 04-13 | 出向期間中の税務や社会保険・労働保険の取扱はどうすればよいでしょうか。 |
| 04-14 | 出向契約は労働者と結ぶのでしょうか。 |
| 04-15 | 当社では就業規則に出向規定を設けているため、出向に際して労働者の個別の合意は不要ではないでしょうか。 |
| 04-16 | 同一の出向労働者を同一期間に複数の出向先に出向させることはできますか。(月～水曜日はA社、木～金曜日はB社など) |

(05) 助成対象、助成内容

| | |
|-------|--|
| 05-01 | 雇用維持要件を満たした場合の助成率の引き上げについて教えてください。特に解雇等の定義について教えてください。 |
| 05-02 | 雇用維持要件の「解雇等」の中には派遣労働者を解雇した場合も含まれますか。 |
| 05-03 | 「解雇等」には、希望退職を募った場合も含まれますか。 |
| 05-04 | 出向元事業主の解雇等の有無によって助成率が変わるのですか、出向元事業主・出向先事業主双方の解雇等の有無によって助成率が変わるのですか。 |
| 05-05 | 出向運営経費とは、具体的にどのような経費ですか。 |
| 05-06 | 出向初期経費とは、具体的にどのような経費ですか。 |
| 05-07 | 出向運営経費のうち教育訓練について教えてください。 |
| 05-08 | 出向運営経費のうち教育訓練はインターネットにより行っても対象となりますか。 |
| 05-09 | 出向運営経費のうち教育訓練の過程で生産した商品を販売しても良いのですか。 |
| 05-10 | 出向前に出向元事業主が行った教育訓練に要する経費は、出向初期経費ですか、出向運営経費ですか。また、出向先事業主が出向後に行った教育訓練に要する経費は、出向初期経費ですか、出向運営経費ですか。 |
| 05-11 | 出向運営経費のうち1人の出向労働者が助成を受けられる限度となる期間や日数はありますか。 |
| 05-12 | 1事業主1年度当たりの支給限度人数500人の考え方を教えてください。 |
| 05-13 | 支給限度人数が500人である出向元事業主から、支給限度人数が300人である出向先事業主に対して、出向元事業主に雇用される労働者500人を出向させた場合、その500人の出向労働者について、出向元事業主は500人分、出向先事業主は300人分が助成金の支給限度人数となるという理解でよいか。 |
| 05-14 | 出向運営経費のうち、賃金部分の助成対象額について、出向元事業所分と出向先事業所分をどのように計算すればいいですか。 |
| 05-15 | 出向運営経費に産業雇用安定助成金の支給申請に係る経費(交通費、郵便費、社労士への委託料等)は含まれますか。 |
| 05-16 | 出向初期経費はかかった金額の大小にかかわらず定額が支給されるのですか。 |
| 05-17 | 出向初期経費の対象となる措置は過去に行ったものでもいいのでしょうか。例えば、令和2年中に備品を購入した場合や就業規則を整備した場合も対象となるのでしょうか。 |
| 05-18 | 出向初期経費の支給額が15万円となるのはどういった場合ですか。 |
| 05-19 | 出向運営経費のうち賃金に社会保険料・労働保険料の事業主負担分は含まれますか。 |
| 05-20 | 出向運営経費の教育訓練について、自社の従業員を講師として事業所内訓練を行う場合、教育訓練中の講師の従業員の賃金は助成対象となりますか。 |

(06) 手続き、提出書類等

| | |
|-------|---|
| 06-01 | 計画届の提出や支給申請手続は、出向元事業主が行っても、出向先事業主が行ってもいいのですか。また、出向元事業主が単独で提出することもできますか。 |
| 06-02 | 計画届は事業所ごとの届出ですか。あるいは法人ごとの届出ですか。出向先が複数ある場合は、計画届をそれぞれ作成する必要がありますか。 |
| 06-03 | 計画届はいつまでに出す必要がありますか。 |
| 06-04 | 産業雇用安定助成金の申請には、どのような書類が必要ですか。添付書類も教えてください |
| 06-05 | 計画届を提出する時点では未定な項目については、どのように記載すればよいですか。 |
| 06-06 | 支給申請は、事業所ごとの申請ですか。あるいは法人ごとの申請ですか。 |
| 06-07 | 申請期限はありますか。 |
| 06-08 | 複数月について、まとめて申請ができますか。 |
| 06-09 | 支給申請書などの様式はどこでもらえますか。 |
| 06-10 | 支給申請書の書き方は何を参考にしたらいいですか。 |
| 06-11 | 社会保険労務士が代理申請する場合に委任状が必要ですか。 |
| 06-12 | 労働者代表選任届の代表者の選任方法を教えてください。 |
| 06-13 | 会社の所在地は、〇〇県〇〇市ですが、助成金の詳しい問い合わせや支給申請はどこに行えばいいのですか。 |
| 06-14 | 支給申請を行った後、助成金が支払われるまでにどれくらいかかりますか。 |
| 06-15 | 計画届や支給申請書は、労働局やハローワークに出向いて提出しなければなりませんか。郵送やメールで提出できますか。 |
| 06-16 | 支給申請書を提出した後、労働局やハローワークから連絡や調査があるのでしょうか。 |
| 06-17 | 申請の結果はどのように連絡がきますか。 |
| 06-18 | 助成金はどのように受け取るのですか。出向元事業主と出向先事業主にそれぞれ支給されるのでしょうか。 |
| 06-19 | 出向の予定が計画届の内容から変更になりました。何か手続きは必要ですか。 |
| 06-20 | 土日祝や年末年始が申請期限の場合、いつまでに申請書を提出すればいいのでしょうか。 |
| 06-21 | 相談や申請手続は、各都道府県の(公財)産業雇用安定センターが窓口になりますか。 |

(07) その他

| | |
|-------|--|
| 07-01 | 新型コロナウイルス感染症の影響により、出向で雇用の維持を図りたいが、どこに相談したらいいですか。 |
| 07-02 | 「産業雇用安定助成金」の手続きに必要なので、金融機関の暗証番号を教えてくださいという電話がかかってきたのですが。 |
| 07-03 | 雇用調整助成金(出向)との違いについて知りたい。 |
| 07-04 | 他の助成金との併給はできますか。 |
| 07-05 | 事業所内の一部の労働者には休業手当を支払い、雇用調整助成金(休業)を活用していますが、この労働者を出向させる場合は、産業雇用安定助成金に切り替えることは可能でしょうか。また、休業させている労働者とは別の労働者を出向させた場合は、産業雇用安定助成金を活用可能でしょうか。 |
| 07-06 | 事業所内の一部の労働者を出向させており、雇用調整助成金(出向)を活用していますが、この労働者とは別の労働者を出向させ、そちらについては産業雇用安定助成金を活用することは可能でしょうか。 |
| 07-07 | 事業所内の一部の労働者を出向させており、雇用調整助成金(出向)を活用していますが、この労働者の出向について、産業雇用安定助成金に切り替えることは可能でしょうか。 |
| 07-08 | 事業所内の一部の労働者を出向させており、産業雇用安定助成金を活用した上で、この労働者とは別の労働者を出向させ、そちらについては雇用調整助成金(出向)を活用することは可能でしょうか。 |
| 07-09 | いつからの出向が対象となる予定か。対象となる出向について、雇用調整助成金の申請を行った場合、産業雇用安定助成金にて適用される助成率や上限額との差額を申請することはできるのか。 |
| 07-10 | 令和3年1月1日以降の出向について、産業雇用安定助成金にて支給申請したいが、計画届の事後提出は認められないのか。 |
| 07-11 | この助成金は課税対象となりますか。 |

| 設問番号 | 設問 | |
|-------|---|---|
| 01-01 | 産業雇用安定助成金とはどのような制度ですか。 | <p>新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図ることを目的に行う出向を行った場合に、出向元事業主及び出向先事業主の双方に出向に係る賃金等を助成する制度です。</p> <p>・助成内容: ○出向運営経費:出向期間中の賃金及び諸経費の一部を助成 大企業:2/3 中小企業:4/5(1人1日当たり出向元・出向先計12,000円を上限) ○出向初期経費:出向に要する初期経費として1人当たり10万円(出向元・出向先がそれぞれ一定の要件を満たす場合は15万円)(同一の事業主において同一の出向労働者1人当たり1回限り) ・出向期間:1か月以上2年以内の出向を助成対象とする(うち助成対象期間は1年間(365日))</p> <p>なお、主な支給要件は以下のとおりです。 ・出向元事業所、出向先事業所ともに雇用保険の適用事業所であること ・出向元事業所の売上高又は生産量等の事業活動を示す指標について、計画届を提出した前の月の値が前年同期に比べて5%以上減少していること ・出向先事業所の雇用保険被保険者数及び受け入れている派遣労働者数による雇用量を示す指標について、最近3か月間(計画届を提出する月の前月から前々々月まで)の月平均値が前年同期に比べて、中小企業の場合は10%を超えてかつ4人以上、大企業の場合は5%を超えてかつ6人以上減少していないこと ・出向元と出向先が、親会社と子会社の間の出向でないことや代表取締役が同一人物である企業間の出向でないことなど、資本的・経済的・組織的関連性などからみて独立性が認められること ・出向先事業所で別の人を離職させるなど、玉突き出向を行っていないこと</p> |
| 01-02 | 産業雇用安定助成金は労働者個人に支給されるものですか。 | <p>産業雇用安定助成金は在籍型出向を行う事業主に対して支払われるものであり、労働者個人には支給されません。また、労働者の雇用の維持を目的とするため、社長や役員、自営業の家族従事者など雇用者でない者は助成の対象となりません。</p> |
| 01-03 | 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う「経済上の理由」について教えてください。 | <p>新型コロナウイルス感染症の影響に伴う、以下のような経営環境の悪化については、経済上の理由に当たり、それによって事業活動が縮小して出向を行った場合は、助成対象としています。</p> <p>(経済上の理由例) ①観光客のキャンセルが相次ぎ、これに伴い客数が減り売上げが減少した ②市民活動が自粛されたことにより、客数が減り売上げが減少した ③行政からの営業自粛要請を受け、自主的に休業を行い売上げが減少した これらの確認に当たっては、計画届の提出の際に、様式第3号において「出向元事業所の事業活動の状況に関する申出書」において、事業内容の詳細及び新型コロナウイルス感染症の影響とのかかわりについて具体的に記述していただきます。</p> <p>(※)ガイドブックP2.3及びP37記載例を参照してください。</p> |
| 01-04 | 雇用保険の適用事業所でない場合でも、産業雇用安定助成金の対象となりますか。 | <p>産業雇用安定助成金は、出向元事業所と出向先事業所がともに雇用保険の適用事業所であり、従業員が雇用保険の被保険者でなければ対象となりません。</p> |
| 01-05 | 産業雇用安定助成金はコロナ禍に限ったものでしょうか。いつまで続くのでしょうか。 | <p>本助成金は、コロナ禍における対応として令和2年度第三次補正予算及び令和3年度予算案において所要額を計上しています。具体的な期限については現時点で定めておりません。</p> |
| 01-06 | 出向を行う際の注意点はありますか。 | <p>出向の注意点などをまとめた「在籍型出向」基本がわかる”ハンドブック”を作成しています。管轄する都道府県労働局又はハローワーク(お問い合わせ先は、産業雇用安定助成金HPの「助成金の支給申請窓口の一覧」をご参照ください。)の助成金担当窓口で配布しているほか、厚生労働省のホームページからダウンロードできます。</p> |
| 01-07 | 大企業と中小企業の判断は、いつ時点で行うものですか。 | <p>企業規模については出向期間初日時点で判断するものです。期間の途中で資本金等の増減があつたとしても、出向期間中の企業規模の変更は行いません。</p> |

(02) 事業主の要件

| 設問番号 | 設問 | |
|-------|--|---|
| 02-01 | 事業所設置後1年未満の事業主は対象となりますか。 | <p>産業雇用安定助成金は、事業所設置後1年未満の事業主についても助成対象としています。その際、生産指標は、「計画届を提出した月の前月」の売上高などを、雇用指標は、「計画届を提出した月の前月」の事業所における労働者の数をご確認ください。</p> <p>その上で、生産指標は、2か月～1年前の間のいずれかの月の売上高などと比較し、5%以上減少していることを確認し、雇用指標は、「計画届を提出した月の前月」と2か月～1年前の間のいずれかの月の事業所における労働者の数比較し、中小企業であれば10%を超え、かつ4名以上減少していないこと、大企業であれば5%を超え、かつ6名以上減少していないことを確認します。(※比較に用いる月は、雇用保険適用事業所となっており、その期間を通じて雇用保険被保険者である従業員がいることが必要となります)</p> |
| 02-02 | 一度産業雇用安定助成金を受給しても、将来再び産業雇用安定助成金を受給することはできますか。 | <p>産業雇用安定助成金を受給した事業主も、再度産業雇用安定助成を受給することができます。</p> <p>ただし、1人の出向労働者についての支給限度は1年間(365日)です。同一の事業主において、支給限度に達した出向労働者については、その後、産業雇用安定助成金の支給を受けることができません。</p> |
| 02-03 | 出向元事業所の生産指標の要件について教えてください。 | <p>出向元事業所について、売上高又は生産量等の事業活動を示す指標の減少(5%以上の低下)を、計画届を提出する月の前月の値の対前年比で確認しています。</p> <p>1年前と比較することが適当でない場合には、「2年前の同じ月」又は「2か月～1年前の間のいずれかの月」の売上高などと比較し、5%以上減少していることを確認する方法でも差し支えありません。(※比較に用いる月は、雇用保険適用事業所となっており、その期間を通じて雇用保険被保険者である従業員がいることが必要となります)</p> |
| 02-04 | 出向先事業所の雇用指標の要件について教えてください。 | <p>出向先事業所について、雇用保険被保険者や受け入れている派遣労働者の雇用指標の最近3か月間(計画届を提出する月の前月から前々々月まで)の月平均値が、前年同期比で一定程度(※)減少していない場合に助成対象となります。</p> <p>ただし、雇用保険適用事業所設置から1年に満たない場合には、「計画届を提出した月の前月」の値を「2か月～1年前の間のいずれかの月」の値と比較する方法でも差し支えありません。(※比較に用いる月は、雇用保険適用事業所となっており、その期間を通じて雇用保険被保険者である従業員がいることが必要となります)</p> <p>(※)具体的な要件は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大企業の場合は、前年同期と比べ5%を超えかつ6名以上減少していないこと ・中小企業の場合は、前年同期と比べ10%を超えかつ4名以上減少していないこと <p>(例)中小企業(雇用保険適用事業所設置1年以上) 計画届提出日 令和3年6月1日の場合</p> <p>【ケース1】 最近3ヶ月間(令和3年3月～5月)の雇用指標 95 前年同期(令和2年3月～5月)の雇用指標 100 5%(5名)減少 ⇒5名減少しており4名以上減少しているが、5%減少であり10%を超えて減少していないため、助成対象となる。</p> <p>【ケース2】 最近3ヶ月間(令和3年3月～5月)の雇用指標 85 前年同期(令和2年3月～5月)の雇用指標 100 15名(15%)減少 ⇒10%を超える減少であり、かつ4名以上の減少のため、助成対象とはならない。</p> |
| 02-05 | 生産指標として、売上高や生産量のほか、どのようなものが該当しますか。 | <p>生産指標は、雇用の変動と密接に結びつく指標が含まれ、個別に判断するものです。例えば、宿泊業であれば「客室の稼働率」「客数」、建設業であれば「工事請負契約数」、造船業であれば「手持工事量(受注残高)」、労働者派遣事業であれば「労働者派遣契約の件数」や「就業中の派遣労働者の数(休業中の者を除く)」なども含まれますので、管轄する都道府県労働局又はハローワークにお問い合わせください。お問い合わせ先は、産業雇用安定助成金HPの「助成金の支給申請窓口の一覧」をご参照ください。</p> |
| 02-06 | NPO等で職員等の賃金に公費が支払われている事業主についてはどのように取り扱われるのですか。 | <p>交付金や委託費等により、地方公共団体から明確に人件費が支払われている労働者については、賃金の支払い等事業主における負担がないことから、産業雇用安定助成金の対象とはなりません。しかしながら、自前事業による収入から賃金を支払っている労働者については、要件を満たせば産業雇用安定助成金の対象となる可能性があります。</p> <p>その確認については、精算書類等で確認させていただきます。</p> |
| 02-07 | NPO等の生産指標についてはどのように考えればよいのでしょうか。 | <p>生産指標については、雇用量の変動と相関が高い指標としており、業種等により個別に判断するものです。例えば、会費、寄付金は、通常、雇用量の変動と相関関係が高い指標とは言えませんが、一般的には書籍等の販売売上や講演会やイベントの実施数の減少等、労働者の業務量への影響が高い指標が該当すると思われます。</p> <p>なお、労働者の主たる業務が会費・寄付金を集めることであって、新型コロナウイルス感染症の影響による景気の悪化により会費・寄付金が集まらないことを想定し、当該労働者を休業させる場合等、当該会費や寄付金が例外的に生産指標に該当することがありますので、その際は管轄する都道府県労働局又はハローワーク(お問い合わせ先は、産業雇用安定助成金HPの「助成金の支給申請窓口の一覧」をご参照ください)にお問い合わせください。</p> |

(02) 事業主の要件

令和3年6月18日版

| 設問番号 | 設問 | |
|-------|--|--|
| 02-08 | 個人事業主は中小企業に含まれますか。 | 大企業以外の企業を中小企業と定義しているため、個人事業主は中小企業に含まれます(なお、本助成金の支給対象となるのは雇用保険適用事業所となっている事業所に限ります。) (※)大企業と中小企業の定義はガイドブックP5を参照してください。 |
| 02-09 | 国の機関や自治体に出向させる場合も対象となりますか。 | 国の機関や自治体への出向については、出向労働者の受け入れにあたり、公正な選考をはじめとする関係法令の遵守、出向労働者の任用形態、賃金の負担割合等を勘案して出向元事業主が助成対象となるか判断します。 出向先の国の機関や自治体は助成対象となりません。 具体的な判断にあたっては管轄する都道府県労働局又はハローワーク(お問い合わせ先は、産業雇用安定助成金HPの「助成金の支給申請窓口の一覧」をご参照ください。)にお問い合わせください。 |
| 02-10 | 出向元事業主と出向先事業主の独立性について、具体的にどう判断するのですか。 | 支給要領において以下の要件を定めています。 a又はbに該当する場合は支給対象外ですが、「その他の資本的、経済的、組織的関連性等からみて、助成金の支給において出向元事業主との独立性を認めることが適当でない」と判断される」の具体的な判断にあたっては管轄する都道府県労働局又はハローワークにお問い合わせください。お問い合わせ先は、産業雇用安定助成金HPの「助成金の支給申請窓口の一覧」をご参照ください。 支給要領0301イ(ロ) 次のいずれかに該当する場合その他の資本的、経済的、組織的関連性等からみて、助成金の支給において出向元事業主との独立性を認めることが適当でない」と判断される事業主でないこと。 a 他の事業主の総株主又は総社員の議決権の過半数を有する事業主を親会社、当該他の事業主を子会社とする場合における、親会社又は子会社であること。 b 取締役会の構成員について、代表取締役が同一人物であること、又は取締役を兼務しているものがいずれかの取締役会の過半数を占めていること。 |
| 02-11 | 出向先が労働者派遣事業者の場合も対象となりますか。 | 出向先事業主が派遣元事業主であっても、要件を満たせば対象となります。 |
| 02-12 | 事業主が雇用保険に加入していませんが、労災保険に加入していれば対象になりますか。 | 雇用保険と労災保険のいずれにも加入している必要があります。 |
| 02-13 | 労働保険料滞納事業主は対象になりますか。 | 支給申請日の属する年度の前年度より前のいずれかの保険年度における労働保険料の滞納がある事業主には、本助成金は支給されません。 |
| 02-14 | 労働関係法令違反(送検等)事業主は対象になりますか。 | 支給申請日の前日から起算して過去1年において、労働関係法令違反により送検処分を受けている事業主には、本助成金は支給されません。 |
| 02-15 | 不正受給をした、又はしようとした事業主は対象になりますか。 | 以下のいずれかに該当する事業主には、本助成金は支給されません。 ①平成31年3月31日以前に申請した雇用関係助成金について不正受給による不支給決定や支給決定の取消しを受けたことがあり、当該不支給決定日または支給決定取消日から3年を経過していない。 ②平成31年4月1日以降に申請した雇用関係助成金について不正受給による不支給決定や支給決定の取消しを受けたことがあり、当該不支給決定日または支給決定取消日から5年を経過していない。 ③平成31年4月1日以降に申請した雇用関係助成金について不正受給に関与した役員等がいる。 |

(03) 出向労働者の要件

令和3年6月18日版

| 設問番号 | 設問 | |
|-------|--|--|
| 03-01 | 正社員を出向させた場合のみ助成金の対象になるのでしょうか。 | 出向する者が雇用保険被保険者であれば対象となります。 ただし、雇用保険被保険者であっても以下の①～③のいずれかに該当する場合は対象となりません。 ①対象期間中の初回の出向を開始する日の前日まで出向元事業主に引き続き被保険者として雇用された期間が6か月未満である者 ②解雇を予告された者、退職願を提出した者又は事業主による退職勧奨に応じた者(当該解雇その他離職の日の翌日において安定した職業に就くことが明らかな者を除く。) ③日雇労働被保険者 |
| 03-02 | 雇用したばかりの人や内定後、1日も勤務していない人が出向する場合も対象になりますか。 | 新規採用者など、出向をしようとする事業主で雇用保険の被保険者として継続して雇用されている期間が6か月未満の労働者を出向させた場合は、助成の対象とはなりません。 |
| 03-03 | 「出向元事業主に引き続き被保険者として雇用された期間が6か月」について教えてください。 | 対象期間の各労働者ごとの初回の出向開始日の前日時点で、当該労働者が出向元事業主に雇用保険被保険者として6か月以上継続して雇用されている必要があります。 |
| 03-04 | あらかじめ雇用関係の終了が予定されている人や定年が間近に迫っている労働者も対象になりますか。 | 対象になります。なお、解雇を予告された方、退職願を提出した方または事業主による退職勧奨に応じた方(離職の日の翌日において安定した職業に就くことが明らかな方を除く)は助成対象となりませんのでご注意ください。 |
| 03-05 | 労働者が副業・兼業した場合も対象になりますか。 | 本助成金は、労働者が出向元事業所の従業員たる地位を保有しつつ、出向先事業所で勤務する在籍型出向による雇用維持を助成対象とするものです。労働者が複数の事業主とそれぞれ雇用契約を結ぶ副業・兼業の場合は、助成対象になりません。 |
| 03-06 | 自営業者、個人事業主、フリーランスも対象になりますか。 | 産業雇用安定助成金は、在籍型出向による労働者の雇用の維持を目的とするため、自営業者、個人事業主、フリーランスの方は対象になりません。 |
| 03-07 | 自分(社長)の子どもを他の労働者と同じ条件で雇用しています。雇用契約書は交わしていませんが助成金の対象になりますか。 | 個人事業主と同居している親族は、原則支給対象となりません。ただし、就業実態が、雇入時に労働条件を明示した書面、出勤簿、給与簿、給与の支払い実態などによって他の労働者と同様に管理され、事業主と利益を一にする地位にないと確認されれば、雇用保険被保険者となり対象となります。 |
| 03-08 | 過去に出向を行い雇用調整助成金(出向)の支給対象となった者を再び出向させたいのですが、産業雇用安定助成金の支給対象となりますか。 | 過去に雇用調整助成金(出向)の支給対象となった者についても助成対象となります。この場合、雇用調整助成金(出向)の支給対象となった出向の終了から、産業雇用安定助成金の対象となる出向の開始までに、雇用調整助成金で設定されている6か月の期間を空ける必要はありません。 |
| 03-09 | 出向先事業所で一部の部門が休業して雇調金の休業を受給しています。出向労働者は休業している部門とは別の部門のため雇調金の休業の対象となりませんが、この場合も産業雇用安定助成金の助成は受けられますか。 | 同一期間に同一人物に重複して雇用調整助成金と産業雇用安定助成金の支給を行うことはできませんが、ご質問のケースは休業を行う労働者(雇用調整助成金(休業)の対象者)と出向を行う労働者(産業雇用安定助成金の対象者)が異なるため、出向を行う労働者について産業雇用安定助成金の支給対象となります。 |

(04) 出向の要件

令和3年6月18日版

| 設問番号 | 設問 | |
|-------|---|---|
| 04-01 | 対象となる「出向」はどのようなものですか。 | <p>本助成金の対象となる「出向」は、以下の①～⑬のすべてを満たす必要があります。</p> <p>①雇用調整を目的として行われるものであって、人事交流・経営戦略・業務提携・実習のため等に行われるものではなく、かつ、労働者を交換しあうものではないこと。</p> <p>②労使間の協定によるものであること。</p> <p>③出向労働者の同意を得たものであること。</p> <p>④出向元事業主と出向先事業主の間で締結された契約によるものであること。</p> <p>⑤出向先事業主が雇用保険の適用事業所であること。</p> <p>⑥出向元事業主と出向先事業主が、資本的、経済的、組織的関連性等からみて、独立性が認められること。</p> <p>⑦対象期間※内に実施されるものであること。</p> <p>⑧労働者ごとの出向期間が1か月以上2年以内であって出向元事業所に復帰するものであること。</p> <p>⑨出向元事業主または出向先事業主が出向労働者の賃金の全部または一部を負担していること。</p> <p>⑩出向労働者に出向前に支払っていた賃金とおおむね同じ額の賃金を支払うものであること。</p> <p>⑪出向元事業主から出向先事業主に出向させ、かつ、当該出向先事業主において就労することとなるものであること。ただし、当該出向労働者について、同一出向期間内で異なる2つ以上の出向先事業主において就労するものでないこと。</p> <p>⑫労働組合等によって出向の実施状況について確認を受けること。</p> <p>⑬出向元事業主および出向先事業主の双方がそれぞれ支給要件を満たすこと。</p> <p>※「対象期間」とは、一の出向元事業主において対象労働者の出向を実施する期間のこと。</p> |
| 04-02 | 出向が、雇用調整を目的としつつ、人事交流・経営戦略・業務提携・実習等のためという目的も併せ持つ場合は、対象になりますか。 | 対象になります。 |
| 04-03 | グループ企業内の出向も対象になりますか。 | グループ企業内の出向であっても、出向元事業主と出向先事業主に実質的な一体性が認められない場合は、他の要件を満たせば本助成金の助成対象になることがあります。 |
| 04-04 | いつからの出向が産業雇用安定助成金の支給対象になりますか。 | 令和3年1月1日以降の出向です。 |
| 04-05 | 産業雇用安定センターを介さずに実施した出向は本助成金の対象となりますか。 | 出向成立の経路は問いません。そのため、産業雇用安定センターを介さないで成立した出向も助成対象となります。 |
| 04-06 | 出向先事業主が出向労働者の賃金を全額負担する場合についても、助成対象となりますか。 | 出向先事業主が出向労働者の賃金の全額を負担する場合についても助成対象となります。なお、逆に、出向元事業主が出向労働者の賃金の全額を負担する場合についても助成対象となります。 |
| 04-07 | 1週間のうち特定の曜日は出向先事業所で勤務し、残りの曜日を出向元事業所で勤務する場合も対象になりますか。 | 出向期間中に先出向先と出向元の両方で勤務を行う場合も助成対象となります(これを「部分出向」といいます)。ただし、出向先事業主で勤務を行う日と同じ日に先出向元事業主においても勤務を行う場合や、出向期間中の1か月ごとの出向先事業主で勤務する日数が、先出向元事業主において出向を行う前の原則1か月の所定労働日数の半分未満であるものは、助成対象となりません。 |
| 04-08 | 出向元事業主と雇用関係が終了する形態の出向(移籍型出向)も対象となりますか。 | 本助成金は雇用維持が目的のため、労働者が先出向元事業所の従業員たる地位を保有しつつ先出向先事業主において勤務する、いわゆる在籍型出向のみが助成対象となり、いわゆる移籍型出向は対象となりません。 |
| 04-09 | 当初は在籍型出向で、在籍型出向期間終了後に移籍型出向になった場合は対象になりますか。 | 当初は在籍型出向で、在籍型出向期間終了後に移籍型出向になった場合は、最初の在籍型出向については助成対象となります。 |
| 04-10 | 在籍型出向が終了した後、先出向元事業主に復職する予定であったが、退職した場合は対象になりますか。 | 対象になります。 |
| 04-11 | 同じ労働者が出向期間終了後、先出向元事業主に一度復帰し、再度同じ先出向先事業主に出向する場合は対象になりますか。またその場合、出向初期経費は2回目の出向についても受給できますか。 | 対象期間内であれば、同一の労働者が再度同じ先出向先事業主へ出向することに関する制限はありません。この場合、出向初期経費は、初回の出向についてのみ支給対象となり、2回目以降の出向については支給対象となりません。 |
| 04-12 | 出向契約期間が2年間の場合、助成対象となるのは最初の1年間だけですか。 | 出向契約期間が2年間であっても助成対象となりますが、一の事業主に雇用された同一の労働者に対する本助成金の支給額は、12か月(365日)を限度とします。 |
| 04-13 | 出向期間中の税務や社会保険・労働保険の取扱はどうすればよいでしょうか。 | 出向労働者の給与に関する税務や社会保険・労働保険における取扱いは、個別の出向契約の内容によって異なります。詳細については「在籍型出向」基本がわかる”ハンドブック”をご参照ください。「在籍型出向」基本がわかる”ハンドブック”は管轄する都道府県労働局又はハローワーク(お問い合わせ先は、産業雇用安定助成金HPの「助成金の支給申請窓口の一覧」をご参照ください。)の助成金担当窓口で配布しているほか、厚生労働省のホームページからダウンロードできます。 |
| 04-14 | 出向契約は労働者と結ぶのでしょうか。 | 出向前に先出向元事業主と先出向先事業主の間で出向契約を結んでいただく必要があります。 |
| 04-15 | 当社では就業規則に出向規定を設けているため、出向に際して労働者の個別の合意は不要ではないでしょうか。 | 産業雇用安定助成金の支給を受けるに当たっては、出向労働者本人が出向することについて同意していることが必要です。同意について計画届の提出時に書面で確認を行っています。 |

(04) 出向の要件

令和3年6月18日版

| 設問番号 | 設問 | |
|-------|--|--|
| 04-16 | 同一の出向労働者を同一期間に複数の出向先に出向させることはできますか。(月～水曜日はA社、木～金曜日はB社など) | 同一の出向労働者が同一の出向期間内に複数の事業所へ出向を行う場合は助成対象となりません。 |

(05) 助成対象、助成内容

令和3年6月18日版

| 設問番号 | 設問 | |
|-------|---|---|
| 05-01 | 雇用維持要件を満たした場合の助成率の引き上げについて教えてください。特に解雇等の定義について教えてください。 | 出向元事業主が雇用維持要件を満たした場合、出向元・出向先ともに助成率が上乘せとなり、中小企業が9/10、大企業が3/4となります。 雇用維持要件 (※) ①～③に該当せず④を満たすことを指します。 ①事業主に直接雇用される期間の定めのない労働契約を締結する労働者の場合、事業主都合による解雇(解雇予告を含む)又は退職勧奨(労働者本人が同意している場合を含む)により離職をさせること ②事業主に直接雇用される期間の定めのある労働契約を締結する労働者の場合、解雇と見なされる労働者の雇止め、事業主都合による中途契約解除となる離職をさせること ③対象事業主の事業所に役務の提供を行っている派遣労働者の場合、契約期間満了前の事業主都合による契約解除を行うこと ④各支給対象期の末日において、雇用されている労働者(雇用保険被保険者に限る)および派遣労働者の数(以下、「事業所労働者数」という。)が、対象期間の初日の前日の属する月から遡った6カ月間の各月末の事業所労働者数の平均の5分の4以上であること なお、①～③については、新型コロナウイルス感染症を理由とする解雇も含まれます。 |
| 05-02 | 雇用維持要件の「解雇等」の中には派遣労働者を解雇した場合も含まれますか。 | 「解雇等」に含まれます。 申請事業主(出向元事業主)が派遣元である場合は、派遣先が自らの都合で派遣元との間の派遣契約を中途解除し、この影響により、派遣元事業主が派遣労働者との間の雇用契約を解除した、すなわち「解雇」したというようなケースが該当します。(なお、派遣先の都合で派遣契約中途解除の影響以外で、申請事業主が雇用する派遣労働者を解雇した場合も「解雇等」に該当します。) また、申請事業主が派遣先事業主である場合でも、派遣先は派遣労働者を直接雇用しているわけではありませんが、派遣先自らの都合による派遣契約の中途解除は、派遣元による派遣労働者との雇用契約の中途解除の原因になり得るものと考えられるため、「解雇等」に含まれることになります。(この場合、派遣元で解雇されたか否かによらず「解雇等」に該当することになります。) |
| 05-03 | 「解雇等」には、希望退職を募った場合も含まれますか。 | 「解雇等」については、期間の定めのない労働契約を締結する労働者の場合、「解雇または退職勧奨等によって事業主都合による離職をさせること」をいい、 ①企業整備による人員整理等のため、事業主が希望退職者を募り、労働者がこれに応じた場合は「事業主都合による離職」に該当し、 ②従来から恒常的に事業所の制度としてある早期退職優遇制度や選択定年制に労働者が応募した場合は「事業主都合による離職」に該当しないとされています。 希望退職がいずれに該当するかは、個々のケースごとに、①・②の基準に従って判断することになります。 |
| 05-04 | 出向元事業主の解雇等の有無によって助成率が変わりますか、出向元事業主・出向先事業主双方の解雇等の有無によって助成率が変わりますか。 | 出向元事業主の解雇等の有無によって、出向元事業主および出向先事業主の助成率が変わることになります。 |
| 05-05 | 出向運営経費とは、具体的にどのような経費ですか。 | 出向運営経費(支給対象期に要する経費)とは、対象期間中の出向期間中において、出向元事業所または出向先事業所が出向に要した以下の①～⑤のいずれかに該当するもの。 ①出向労働者に賃金(社会保険料は除く)として支払った(負担した)額 ②出向労働者の労務管理、人事評価に要する経費 ③出向先事業所または出向労働者から出向元事業所への報告、面談に要する経費 ④出向先事業主が負担した出向先事業所における教育訓練(Off-JT)に要する経費 ⑤①～④の他、出向期間中における出向の運営に要すると認められる経費 |

(05) 助成対象、助成内容

令和3年6月18日版

| 設問番号 | 設問 | |
|-------|---|---|
| 05-06 | 出向初期経費とは、具体的にどのような経費ですか。 | <p>出向初期経費(出向に際してあらかじめ要する経費)は、以下の①～⑧のいずれかの経費を要する措置を実施した場合に支給対象となります。</p> <p>①出向先事業主の負担する、出向先事業所における出向労働者に係る什器・OA環境整備費用、被服費等の初度調弁費用にあたる経費(事務用消耗品を除く)</p> <p>②出向元事業所および出向先事業所の職場見学、業務説明会の実施に要する経費</p> <p>③出向元事業所と出向先事業所の間で行われる出向労働者の労働条件、スケジュールの調整に要する経費</p> <p>④出向元事業所および出向先事業所の就業規則等の整備・改正に要する経費</p> <p>⑤出向元事業所および出向先事業所の出向契約書の作成・締結に要する経費</p> <p>⑥出向元事業所および出向先事業所における教育訓練に要する経費</p> <p>⑦出向労働者の転居に係る経費(事業主がその全部または一部を負担する場合に限る)</p> <p>⑧①～⑦の他、出向の成立に要すると認められる経費</p> |
| 05-07 | 出向運営経費のうち教育訓練について教えてください。 | <p>産業雇用安定助成金の支給対象となる訓練はOff-JTによる訓練です(OJTは支給対象となりません。)。原則、次のいずれにも該当する訓練が支給対象となります。</p> <p>① 出向先事業所における職業に関する知識と技能等を高め、職場への適応性を高めるためのものであること。具体的には出向労働者の出向先事業所における職務の遂行に必要なとなる技能・知識の向上を図るものであること。(例:出向先事業所で必要となる技能・ビジネススキル習得に係る訓練等)</p> <p>② 趣味教養と区別のつかないものではないこと。</p> <p>③ 通信教育・eラーニングによるものではないこと。</p> <p>④ 職業又は職務の種類を問わず、職業人として共通して必要となるものでない職業又は職務の種類を問わず、職業人として共通して必要となるものでないこと。(例:接遇・マナー講習、パフハラ・セクハラ研修、メンタルヘルス研修 等)</p> <p>⑤ 海外で実施するものでないこと。</p> <p>⑥ 指導員又は講師が不在のまま自習(ビデオ等の視聴を含む。)を行うものでないこと。</p> <p>⑦ 通常の生産ラインにて実施されるものなど、通常の生産活動と区別がつかないもの又は教育訓練過程で生産されたものを販売等することにより利益を得るものでないこと(アの①の訓練の場合のみ。)</p> <p>⑧ 専修学校専門課程教員、職業訓練指導員免許取得者又はこれらと同等以上の能力を有する者により実施されるものであること。</p> |
| 05-08 | 出向運営経費のうち教育訓練はインターネットにより行っても対象となりますか。 | <p>新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため3密状態を避けることが求められていることから、教育訓練を事業所内や外部の教育機関に集合して行うなどの通常の形態で実施することが困難な状況に鑑み、以下のような訓練内容のものも対象としています。</p> <p>①自宅等で行う学習形態(インターネット等を用いたものも可能)の教育訓練</p> <p>②自宅等でインターネット等を用いた双方向での訓練を実施するなど教育訓練を通常と異なる形態で実施する場合に、社内において教育的立場にあり、一定程度の知識、実務経験を有する自社職員を指導員とする教育訓練</p> |
| 05-09 | 出向運営経費のうち教育訓練の過程で生産した商品を販売しても良いのですか。 | <p>産業雇用安定助成金の教育訓練は、生産ライン又は就労の場における通常の生産活動と区分して行われる必要があります。教育訓練過程で生産されたものを販売してしまうと、通常の生産活動との区分が不可能となるため、支給対象外となります。</p> |
| 05-10 | 出向前に出向元事業主が行った教育訓練に要する経費は、出向初期経費ですか、出向運営経費ですか。また、出向先事業主が出向後に行った教育訓練に要する経費は、出向初期経費ですか、出向運営経費ですか。 | <p>出向前に出向元事業主が教育訓練経費を要する措置を行った場合は、出向初期経費を申請することができます。また、出向後に出向先事業主が行った出向先事業所における教育訓練(Off-JT)に要する経費は、出向運営経費に含まれます。</p> |
| 05-11 | 出向運営経費のうち1人の出向労働者が助成を受けられる限度となる期間や日数はありますか。 | <p>1人の出向労働者についての支給限度は1年間(365日)です。同一の事業主において、支給限度に達した出向労働者については、今後、産業雇用安定助成金の支給を受けることができません。支給限度は出向期間で計算しますので、出向期間中の実労働日が何日あったかに関わらず出向期間1年間(365日)が限度となります。</p> |

(05) 助成対象、助成内容

令和3年6月18日版

| 設問番号 | 設問 | |
|-------|---|---|
| 05-12 | 1事業主1年度当たりの支給限度人数500人の考え方を教えてください。 | 同一の雇用保険適用事業所につき一の年度に本助成金の支給対象となる対象労働者500人(当該年度における最初の出向の開始日の前日において当該事業所で雇用する雇用保険被保険者数が500人未満の場合は、その人数分。ただし、その数が10人未満の場合は10人分とする)を支給限度とします。 なお、出向を実施した日が1日でもあった労働者を「1人」とカウントし、支給人数が支給限度日数等に達した支給対象期における出向労働者は、出向の開始日が早い者を優先的に支給対象者とするようになります(出向の開始日が同日の者が複数人いる場合には、出向元事業主及び出向先事業主がそれぞれ出向開始日が同日の者の中から、支給対象とする者を指定することとなります)。 |
| 05-13 | 支給限度人数が500人である出向元事業主から、支給限度人数が300人である出向先事業主に対して、出向元事業主に雇用される労働者500人を出向させた場合、その500人の出向労働者について、出向元事業主は500人分、出向先事業主は300人分が助成金の支給限度人数となるという理解でよいのか。 | お尋ねのケースについては、出向元事業主は500人分、出向先事業主は300人分が助成金の支給限度人数となります。 |
| 05-14 | 出向運営経費のうち、賃金部分の助成対象額について、出向元事業所分と出向先事業所分をどのように計算すればいいですか。 | ①出向前の賃金<支給対象期の賃金の場合 出向前の賃金をベースに、出向元事業所および出向先事業所が負担した割合に応じて賃金部分助成対象額を算定します。 ②出向前の賃金>支給対象期の賃金の場合 出向元事業所と出向先事業所がそれぞれ負担した額が賃金部分助成対象額となります。 ※これらの計算については、支給申請書類の「様式第6号(4)支給対象別支給額算定調査」③～⑫欄により求めることができます。なお、厚生労働省HPに自動計算の「様式第6号(4)支給対象別支給額算定調査」を掲載していますので、ご利用ください。 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/sankokin_20210201.html#20003 |
| 05-15 | 出向運営経費に産業雇用安定助成金の支給申請に係る経費(交通費、郵便費、社労士への委託料等)は含まれますか。 | 産業雇用安定助成金の支給対象となる出向に要した経費ではなく、産業雇用安定助成金の申請に係る経費については出向運営経費の算定対象となりません。 |
| 05-16 | 出向初期経費はかかった金額の大小にかかわらず定額が支給されるのですか。 | 出向初期経費は対象となる措置を行い経費を要した場合に、その金額の大小に関わらず一定額(10万円/人又は15万円/人)を支給するものです(同一の事業主において同一の出向労働者1人当たり1回限り)。 |
| 05-17 | 出向初期経費の対象となる措置は過去に行ったものでもいいのでしょうか。例えば、令和2年中に備品を購入した場合や就業規則を整備した場合も対象となるのでしょうか。 | 出向初期経費の対象となるのは令和3年1月1日以降、出向開始日までに、出向の成立のために措置を行った場合です。令和2年12月31日までに措置を行った場合は、出向初期経費の対象となりません。 |
| 05-18 | 出向初期経費の支給額が15万円となるのはどういった場合ですか。 | 出向元事業主については①又は②の場合に、出向先事業所については③の場合に出向の成立に要する措置を行った者につき出向初期経費が15万円/人となります。 出向元、出向先についてそれぞれ判断するので、例えば、出向元が①又は②を満たし、かつ出向先が③を満たさない場合は、出向元で出向の成立に要する措置を行った者につき15万円/人、出向先で出向の成立に要する措置を行った者につき10万円/人となります。 ①出向元事業所の業種の大分類(日本標準産業分類による)が次のa～cのいずれかに該当すること a 運輸業、郵便業(大分類H) b 宿泊業、飲食サービス業(大分類M) c 生活関連サービス業、娯楽業(大分類N) ②出向元事業所の生産指標の最近3か月間(計画届を提出する月の前月から前々々月まで)の月平均値が前年同期に比べ20%以上減少していること ③出向先事業所の業種の大分類が出向元事業所と異なるものであること |
| 05-19 | 出向運営経費のうち賃金に社会保険料・労働保険料の事業主負担分は含まれますか。 | 助成対象となる賃金に社会保険料・労働保険料の事業主負担分は含まれません。 |
| 05-20 | 出向運営経費の教育訓練について、自社の従業員を講師として事業所内訓練を行う場合、教育訓練中の講師の従業員の賃金は助成対象となりますか。 | 自社の従業員を講師として事業所内訓練を行う場合、その者の賃金は助成金の対象とはなりません。 |

(06) 手続き、提出書類等

令和3年6月18日版

| 設問番号 | 設問 | |
|-------|---|---|
| 06-01 | 計画届の提出や支給申請手続は、出向元事業主が行っても、出向先事業主が行ってもいいのですか。また、出向元事業主が単独で提出することもできますか。 | 本助成金は、出向元事業主が出向先事業主の作成した書類を含めて手続を行うこととなります。したがって、計画届の提出や支給申請手続は、出向元事業主が行ってください。（出向先事業主が提出することや、出向元事業主と出向先事業主がそれぞれ提出することはできません。） |
| 06-02 | 計画届は事業所ごとの届出ですか。あるいは法人ごとの届出ですか。出向先が複数ある場合は、計画届をそれぞれ作成する必要がありますか。 | 計画届は出向元事業所ごとに届出してください。出向元事業所が同一であれば、出向先事業所が複数ある場合も計画届は同一で、出向先事業所ごとに別紙1を作成します。 |
| 06-03 | 計画届はいつまでに提出する必要がありますか。 | 出向元事業主は、対象期間(出向期間)の初日の前日※まで(可能であれば2週間前までを目途)に、計画届を提出する必要があります。※令和3年4月5日までに提出を開始する場合は、令和3年4月5日までに提出することができます。※天災その他当該期日までに提出しなかったことについてやむを得ない理由があるときは、当該理由のやんだ後1か月が経過する日まで |
| 06-04 | 産業雇用安定助成金の申請には、どのような書類が必要ですか。添付書類も教えてください | <p>助成金を受給しようとするときには、以下の書類が必要です。</p> <p>◆計画時に必要な書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ①様式第1号 出向実施計画(変更)届(出向元事業主) ● ②様式第1号別紙1 出向先事業所別調書 ◎ ③様式第1号別紙2 出向初期経費に係る計画届(出向元事業所) ※ ④様式第2号 出向実施計画(変更)届(出向先事業主) ● ⑤様式第2号別紙 出向初期経費に係る計画届(出向先事業所) ※ ⑥様式第3号 出向元事業所の事業活動の状況に関する申出書及び確認書類 ◎ ⑦様式第4号 出向先事業所の雇用指標の状況に関する申出書及び確認書類 ◎ ⑧様式第5号 産業雇用安定助成金 出向に係る本人同意書 ◎ ⑨確認書類(1) 出向協定書 ◎ ⑩確認書類(2) 事業所の状況に関する書類 ◎ ⑪確認書類(3) 出向契約に関する書類 ◎ <ul style="list-style-type: none"> ● 計画時及び変更時に提出が必要な書類 ◎ 計画時に提出した後は、内容に変更があった場合に提出する書類(出向協定書は失効した場合に改めて提出する) <p>※ 該当する場合に提出する書類</p> <p>◆支給申請時に必要な書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ①様式第6号(1) 産業雇用安定助成金支給申請書 ● ②様式第6号別紙 産業雇用安定助成金出向初期経費報告書(共通) ※ ③様式第6号(2) 出向元事業所賃金補填額・負担額等調書(*1) ● ④様式第6号(3) 出向先事業所賃金補填額・負担額等調書(*1) ● ⑤様式第6号(4) 支給対象者別支給額算定調書(共通) ● ⑥様式第6号(5) 支給要件確認申立書(産業雇用安定助成金) ※(出向元事業主、出向先事業主がそれぞれ作成してください) ● ⑦様式第7号(1) 雇用維持事業主申告書 ※ ⑧様式第7号(2) 労働者派遣契約に係る契約期間遵守証明書 ※ ⑨支払方法・受取人住所届 ※ ⑩確認書類(4) 出向の実績に関する書類 ● <ul style="list-style-type: none"> ● 毎回提出する書類 ※ 該当する場合に提出する書類 <p>(※) ⑨は振込間違いを防ぐため、通帳またはキャッシュカードのコピー(口座番号やフリガナの確認ができる部分)をできるだけ添付してください (2回目以降は提出不要です)。</p> |
| 06-05 | 計画届を提出する時点では未定な項目については、どのように記載すればよいですか。 | 計画届提出時点で決まっている内容をもとに、必要事項を記載のうえ、計画届を提出してください。計画届提出後に、出向先事業所の増加・変更、出向労働者の変更、出向労働者数の増加、出向期間の延長、賃金類型、支給申請頻度に変更を生じたときは、その変更が生じる前日までに速やかに変更内容を届け出てください。ただし、事務担当者職・氏名、出向予定労働者、予定期間の範囲内で減少する変更の場合は、変更届の提出を省略できます。 |
| 06-06 | 支給申請は、事業所ごとの申請ですか。あるいは法人ごとの申請ですか。 | 出向元事業所ごとに申請してください。 |
| 06-07 | 申請期限はありますか。 | 支給申請は、支給対象期ごとに行います。申請の期日は、「支給対象期」の末日の翌日から2か月以内です。なお、申請の期日の末日が行政機関の休日である場合は、その翌開庁日が期日となります。出向初期経費については、原則その出向労働者にとって初めての支給申請の際に申請してください。 |
| 06-08 | 複数月について、まとめて申請ができますか。 | 支給申請の単位となる期間を「判定基礎期間」と呼んでおり、計画届の提出時に、支給申請の単位を判定基礎期間又は二から六の連続する判定基礎期間の単位で事業主が任意で選択可能です。以降は変更届により計画の変更を行わない限り、選択した単位で支給申請していただくこととなります。 |

(06) 手続き、提出書類等

令和3年6月18日版

| 設問番号 | 設問 | |
|-------|--|--|
| 06-09 | 支給申請書などの様式はどこでもらえますか。 | 産業雇用安定助成金の支給申請書類は、管轄する都道府県労働局又はハローワーク(お問い合わせ先は、産業雇用安定助成金HPの「助成金の支給申請窓口の一覧」をご参照ください。)の助成金担当窓口で直接様式を配布しているほか、厚生労働省のホームページからダウンロード(WORD又はEXCEL)できます。なお、様式第6号(2)～(4)については、支給審査等を妨げないものであって、かつ、所定の事項が記載されていれば、任意の様式を使用いただいて差し支えございません。 |
| 06-10 | 支給申請書の書き方は何を参考にしたいですか。 | 受給のために必要となる手続きなどをまとめた「産業雇用安定助成金ガイドブック」を作成しています。都道府県労働局及び管轄ハローワーク(お問い合わせ先は、産業雇用安定助成金HPの「助成金の支給申請窓口の一覧」をご参照ください。)の助成金担当窓口で直接様式を配布しているほか、厚生労働省のホームページからダウンロードできます。 |
| 06-11 | 社会保険労務士が代理申請する場合に委任状が必要ですか。 | 社会保険労務士が提出代行する場合は不要です。なお、支給申請事業主の事業所の従業員が申請書等を提出のみ行う場合は不要ですが、内容の修正を行う場合は委任状が必要です。 |
| 06-12 | 労働者代表選任届の代表者の選任方法を教えてください。 | 労働者代表選任届の代表者の選任方法は、労使で話し合い決めることが適切です。 |
| 06-13 | 会社の所在地は、〇〇県〇〇市ですが、助成金の詳しい問い合わせや支給申請はどこに行えばいいですか。 | 助成金の問い合わせについては、事業所所在地を管轄する都道府県労働局又はハローワーク(お問い合わせ先は、産業雇用安定助成金HPの「助成金の支給申請窓口の一覧」をご参照ください。)へお問い合わせください。なお、計画届の提出及び支給申請の手続きは出向先事業所の事業主が作成した書類も併せて、出向元事業所の事業主が行うこととなりますので、計画届の提出及び支給申請の手続きは出向元事業所を管轄する労働局又はハローワーク(お問い合わせ先は、産業雇用安定助成金HPの「助成金の支給申請窓口の一覧」をご参照ください。)に行ってください。出向先事業所の事業主は作成した書類を出向元事業主に渡してください(出向先事業主が作成した書類に係る申請主体は出向先事業主ですが、出向持ち事業主を使者として申請することとなります。)。ただし、提出した申請書類に関して問合せをする場合は、提出先の労働局又は管轄ハローワークに問合せをしてください。 |
| 06-14 | 支給申請を行った後、助成金が支払われるまでどれくらいかかりますか。 | 適切に必要な審査を行ったうえで、可能な限り速やかに支給決定ができるよう努めてまいります。なお、申請書類に不備等がある場合には申請内容の確認に時間を要しますので、ご承知をお願いします。 |
| 06-15 | 計画届や支給申請書は、労働局やハローワークに出向いて提出しなければなりません。郵送やメールで提出できますか。 | 労働局又はハローワーク(お問い合わせ先は、産業雇用安定助成金HPの「助成金の支給申請窓口の一覧」をご参照ください。)の助成金窓口で受け付けているほか、郵送でも受け付けています。郵便を受け付けている窓口については、厚生労働省ホームページの郵送受付窓口一覧を参照してください。なお、メールによる提出はできません。郵送した場合、郵送の費用は事業主のご負担になります。 |
| 06-16 | 支給申請書を提出した後、労働局やハローワークから連絡や調査があるのでしょうか。 | 提出した書類について、確認のご連絡をすることがあります。また、適正な支給を推進する観点から事業所への立入検査や教育訓練等の実施状況等について調査を行うことがありますのでご協力をお願いします。 |
| 06-17 | 申請の結果はどのように連絡がきますか。 | 支給決定または不支給決定の通知書を出向元事業所及び出向先事業所それぞれにお送りします。 |
| 06-18 | 助成金はどのように受け取るのですか。出向元事業主と出向先事業主にそれぞれ支給されるのでしょうか。 | 出向元事業主と出向先事業主に支給決定された額が、出向元事業主と出向先事業主が届け出た口座にそれぞれに振り込まれます。 |
| 06-19 | 出向の予定が計画届の内容から変更になりました。何か手続きは必要ですか。 | 出向実施計画届から出向の予定が変更になった場合について、計画の範囲内での出向期間の短縮等の場合、変更届は必要ありません。ただし、出向先事業所の増加・変更、出向労働者の変更、出向労働者数の増加、出向期間の延長、賃金類型及び支給申請頻度等の変更があった場合は変更が生じる前日までに変更届を提出してください。 |
| 06-20 | 土日祝や年末年始が申請期限の場合、いつまでに申請書を提出すればいいでしょうか。 | 計画届の提出及び支給申請の申請期限の末日が行政機関の休日(土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日)に当たる場合は、その翌開庁日が申請期限となります。 |
| 06-21 | 相談や申請手続きは、各都道府県の(公財)産業雇用安定センターが窓口になりますか。 | 都道府県労働局又はハローワークが窓口となります。相談や申請手続きは管轄の都道府県労働局又はハローワーク(お問い合わせ先は、産業雇用安定助成金HPの「助成金の支給申請窓口の一覧」をご参照ください。)にお問い合わせください。 |

(07) その他

令和3年6月18日版

| 設問番号 | 設問 | |
|-------|--|---|
| 07-01 | 新型コロナウイルス感染症の影響により、出向で雇用の維持を図りたいが、どこに相談したらいいですか。 | (公財)産業雇用安定センターでは、各都道府県に設置した地方事務所による企業間の出向斡旋を無料で行っていきます。今般、新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に雇用過剰となった企業が、従業員の雇用を守るために人手不足等の企業との間で雇用シェア(在籍型出向)を活用しようとする場合に、双方の企業に対して出向のマッチング(「雇用を守る出向支援プログラム2020」)を無料で行っていきます。詳しくは、 http://www.sangyokoyo.or.jp/ をご覧ください。 |
| 07-02 | 「産業雇用安定助成金」の手続きに必要なので、金融機関の暗証番号を教えてくださいという電話がかかってきたのですが。 | 産業雇用安定助成金等の支給に関して、厚生労働本省、都道府県労働局、ハローワーク(公共職業安定所)以外から直接お電話や訪問をすることはありません。 なお、産業雇用安定助成金の申請手続きの後であれば、厚生労働省、都道府県労働局、ハローワーク(公共職業安定所)から、申請内容について確認する電話がある場合はありますが、事業主の金融機関の暗証番号を聞くことはありませんし、手数料などの金銭を求めるともありません。 不審な電話や訪問には十分にご注意ください。 |
| 07-03 | 雇用調整助成金(出向)との違いについて知りたい。 | 雇用調整助成金(出向)との主な差異は3点あります。 ①助成対象事業主について、雇用調整助成金(出向)は出向元事業主のみが助成対象のところ、産業雇用安定助成金は出向先事業主も助成対象となります。 ②助成率について、雇用調整助成金(出向)は助成率が中小企業で2/3(大企業1/2)のところ、産業雇用安定助成金は中小企業が一定の要件を満たせば9/10(大企業4/5)の助成率となります。 ③対象経費について、雇用調整助成金(出向)は賃金のみが対象となるところ、産業雇用安定助成金は出向期間中の出向の運営に要した経費及び出向開始までに要した出向の成立に要した経費も助成対象となります。 (※)詳細はホームページ(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000082805_00008.html)及び産業雇用安定助成金ガイドブック(①はP2、②はP11、③はP10,15)によりご案内ください。 |
| 07-04 | 他の助成金との併給はできますか。 | 本助成金は、出向における支給対象期について、次に該当する場合は支給対象となりません。 ①同一の賃金の支出について、他の助成金を受給している場合 ②同一の教育訓練等における経費支出について、他の助成金を受給している場合 ※併給調整の対象となる助成金の詳細は、以下をご覧ください。 産業雇用安定助成金支給要領 0609ホ(P28～P30) https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000734597.pdf |
| 07-05 | 事業所内の一部の労働者には休業手当を支払い、雇用調整助成金(休業)を活用していますが、この労働者を出向させる場合は、産業雇用安定助成金に切り替えることは可能でしょうか。また、休業させている労働者とは別の労働者を出向させた場合は、産業雇用安定助成金を活用可能でしょうか。 | いずれも可能です。 |
| 07-06 | 事業所内の一部の労働者を出向させており、雇用調整助成金(出向)を活用していますが、この労働者とは別の労働者を出向させ、そちらについては産業雇用安定助成金を活用することは可能でしょうか。 | 可能です。 |
| 07-07 | 事業所内の一部の労働者を出向させており、雇用調整助成金(出向)を活用していますが、この労働者の出向について、産業雇用安定助成金に切り替えることは可能でしょうか。 | 可能です。ただしこの場合、出向初期経費の支給申請はできません。 |
| 07-08 | 事業所内の一部の労働者を出向させており、産業雇用安定助成金を活用した上で、この労働者とは別の労働者を出向させ、そちらについては雇用調整助成金(出向)を活用することは可能でしょうか。 | 可能です。 |
| 07-09 | いつからの出向が対象となる予定か。対象となる出向について、雇用調整助成金の申請を行った場合、産業雇用安定助成金にて適用される助成率や上限額との差額を申請することはできるのか。 | 令和3年1月1日以降の出向について助成対象となります。 産業雇用安定助成金が施行された日(令和3年2月5日)よりも前に既に出向を開始し、雇用調整助成金(出向)の計画を提出している場合にも、令和3年1月1日以降の出向について支給要件を満たし、期限までに産業雇用安定助成金の計画届(添付書類を含む)の提出を行えば、産業雇用安定助成金の支給を受けることができます。 |
| 07-10 | 令和3年1月1日以降の出向について、産業雇用安定助成金にて支給申請したいが、計画届の事後提出は認められないのか。 | 原則として、出向開始の前日までに計画届の提出が必要となりますが、令和3年4月5日までに開始した出向については、令和3年4月5日までに計画届を提出することができます。 ただし、その場合でも、令和3年4月5日までに支給申請を行う場合は、支給申請時(同時を含む)までに計画届の提出が必要です。 |
| 07-11 | この助成金は課税対象となりますか。 | 産業雇用安定助成金を受給する事業主が法人の場合は法人税、個人事業主の場合は所得税の課税対象となります。 |